

No.	該当ページ等	質問内容	回答
1	募集要項 P 2 項番 7 (9)	「ISMS（Information Security Management System）の認証を取得していること」との記載について、弊社の利用するデータセンターはISMS認証を取得しておりますが、応募者である弊社自身は現在未取得の状況でございます。 本案件におけるセキュリティ要件として、実際にデータが保管・運用される「データセンター事業者」が認証を取得していれば要件を満たすものと解釈して差し支えないでしょうか。	市のホームページを扱う事業者として、導入するシステムや構築・運用時の情報資産のセキュリティを担保するための仕組みが適切に運用されることを求め、ISMS認証の取得を条件としています。 このことから、データセンター事業者が ISMS認証を取得しているだけでは不十分であるため、応募者自身が ISMS認証を取得していることを求めるものです。
2	仕様書 P 5 第 2 章 5 (4)データ移行 ア 移行方針(ア)	「「3 対象範囲」で示すドメインに含まれるコンテンツを対象とする。」との記載について、現在も日々更新されているため、実際の移行時点ではページ数が増減していることが想定されます。各社の見積もり条件を統一するため、本調達における見積もり積算上の「移行対象ページ数の基準」をご提示いただけますでしょうか。	実際の移行時点におけるページ数の変動はお見込みのとおりです。 ページ数の増減どちらも想定されることから、積算においては、仕様書第 2 章 4 システム構築の前提条件に記載のページ数を基準としてください。
3	仕様書 P 8 第 3 章 1 (5)問い合わせ システム エ	「問い合わせ入力フォームは現在公開中の入力フォーム（項目）を変更しない。」との記載がございますが、あわせてパッケージとしての製品も求められております。 この記述を厳密に解釈しますと、現在のシステムの仕様を完全に踏襲する必要があり、パッケージ標準機能の活用が制限される（あるいは過度なカスタマイズが必要となる）懸念がございます。 つきましては、弊社の実現例である下記の内容（項目網羅およびパッケージ標準適用）にて対応する場合でも、本要件に準拠すると判断して差し支えございませんでしょうか。 参考：弊社実装のお問い合わせフォーム https://www.city.murakami.lg.jp/form/detail.php?sec_sec1=89&lif_id=95351	現在公開中の入力フォームでは、盛岡市からの回答の有無、問い合わせ者の名前・住所・メールアドレス・電話番号、該当ページのタイトル、問い合わせ内容の記載ができ、これらの情報が記載できるものであれば要件に準拠するものと判断して構いません。
4	仕様書 P12 第 5 章 1 システム利用環境 2 ネットワーク要件	「2 箇所以上に分散」の要件定義について 仕様書に「日本国内 2 箇所以上にサーバを分散して設置し」との記載がございます。ネットワーク概要図を拝見しますと、メイン環境（Web/CMS）は「委託業者データセンター」、待機環境（Web/CMS）は「仮想化共通基盤」に記載されております。本要件は、この図の通り「委託業者データセンター」と「仮想化共通基盤」の 2 拠点で構成することで満たされるという理解で相違ございませんでしょうか。	御指摘のとおり、ネットワーク概要図では、待機サーバを「仮想化共通基盤」に構築することとしておりますが、正しくは待機サーバについても庁舎外データセンターにおける構築を求めるものです。 このことから、「2 箇所以上に分散」の要件定義については、「委託業者データセンター」を 2 箇所以上で構成するものとしてください。 なお、市ホームページにネットワーク概要図の訂正版を掲載しておりますので、ご確認ください。
5	仕様書 P12 第 5 章 1 システム利用環境 2 ネットワーク要件	待機系サーバの設置場所について、仕様書には「CMS サーバと Web サーバは庁舎外のデータセンターに設置する」との記載がございますが、一方でネットワーク概要図では、待機系サーバが庁内（盛岡市）と思われる「仮想化共通基盤」上に配置されております。つきましては、以下のいずれの解釈が正しいかご教示いただけますでしょうか。 A案：ネットワーク概要図が正（待機系は庁内の仮想化共通基盤を利用する）。 B案：仕様書の文章が正（待機系も含め、すべて庁舎外のデータセンターに設置する必要がある）。	No. 4 のとおり、待機サーバも含め全て庁舎外のデータセンターに構築する必要があることから、B案となります。

No.	該当ページ等	質問内容	回答
6	仕様書 P12 第5章 1 システム利用環境 2 ネットワーク要件	仮想化共通基盤の提供環境について、仮想化共通基盤（待機系）を利用する場合の提供環境について詳細をご教示ください。 OSライセンス：自治体様側よりご用意いただけますでしょうか。 OSの種類：Linux環境（RHEL, AlmaLinux等）での構築は可能でしょうか。 接続要件：構築および保守作業のため、外部からリモート接続を行うことは許可いただけますでしょうか。 割り当て可能リソース（スペック）：割り当て可能なCPUコア数、メモリ容量（GB）、ストレージ容量（GB）の上限をご教示ください。また、ストレージの種別（SSD/HDD）や、ネットワーク帯域の上限についてもご提示をお願いいたします。	No.4・5のとおり、待機サーバも庁舎外データセンターでの構築としてください。
7	仕様書 P17 第9章1 障害対応について(8)	「障害発生時における復旧対応を実施する場所への到着時間は、障害発生が平日の営業時間内の場合は3時間以内、夜間休日の場合は6時間以内とする。」との記載がございますが、弊社が提案する外部データセンターを利用する場合、および貴庁の仮想化共通基盤を利用する場合のいずれにおいても、障害復旧は基本的に「リモート接続」を用いた論理的な対処（サービスの再起動、設定修正等）が主となります。 つきましては、本要件にある「復旧対応を実施する場所への到着」とは、「物理的な現地（庁舎またはデータセンター）への訪問」ではなく、「リモート接続による復旧作業の着手（および連絡体制の確立）」をもって要件を満たすという解釈で相違ございませんでしょうか。 ※仮に「物理的な訪問」が必須要件であるとしますと、遠隔地（3時間圏外）の事業者の参入が事実上不可能となり、競争性が著しく制限される懸念がございます。	リモートでの復旧対応が可能な場合は、物理的な現地訪問を必須とするものではないため、リモート接続による復旧作業の着手及び連絡体制の確立をもって要件を満たすものとします。 一方、ハードウェアの故障等、リモートでの復旧対応が見込めない場合は、物理的な現地訪問が必要となる可能性があり、市のホームページ運用上、障害状態が長時間続くことは避けなければなりません。 このことから、物理的な現地訪問が必要となった場合においては、現地への到着時間について、障害発生が平日の営業時間内の場合は3時間以内、夜間休日の場合は6時間以内とするものです。 なお、No.4・5のとおり、待機サーバも庁舎外データセンターでの構築となることから、盛岡市庁舎への訪問は基本的には無いものと想定します。
8	企画提案書作成要領 P1 提出書類の様式(1)	プレゼンテーションの投影時にご覧頂きやすいように、A4横版（横書き）の文書形式も認めて頂けませんでしょうか？	A4判横、横書きの体裁も可とします。
9	審査要項2 選考基準	各評価項目の配点をご教示頂けませんでしょうか。	事前に選考の詳細な内容をお知らせすることは、差し控えさせていただきます。
10	審査要項3 プレゼンテーションの実施	主に2-(7)、(8)、(9)への提案と指定頂いていますが、それ以外の提案書内容は説明不要という認識でよろしいでしょうか？「2 選考基準」には、企画提案書全般の評価を行うとあるため、差異についてご教示ください。	企画提案書の内容に基づき、プレゼンテーションを行うものですが、限られた時間で効果的なプレゼンテーションとなるよう、項目を指定したものです。 指定項目以外の内容は企画提案書において確認しますが、指定項目以外のプレゼンテーションを追加で行うことを妨げるものではありません。
11	仕様書 P3 第2章 5 事業概要(3) ア	「導入する製品は、都道府県、政令指定都市、中核市への導入実績があるパッケージ製品であること。」とありますが、いずれかで1件以上の実績を有していれば問題ありませんでしょうか？	お見込みのとおりです。
12	仕様書 P3 第2章 5 事業概要(4)データ移行 ア（イ）	芸術文化ポータルサイトのうち、イベント告知や発信の専用フォーム、および専用の連携用イベントカレンダーも含めて移行が必要でしょうか？現行のデザインの踏襲を前提としないことから、機能の取捨選択は協議のうえ可能でしょうか？	デザインの踏襲は前提としませんが、可能な限り機能移行を求めるものです。移行が難しい見込みの機能に関する代替手段等については、協議させていただきます。
13	仕様書 P8 第3章 1 新ホームページに備える 機能(6)地図機能 イ	「外部リンクの施設情報を取り込み可能とする。」について、管理画面からCSV等で簡易に更新管理できれば問題ないでしょうか？	お見込みのとおりです。

No.	該当ページ等	質問内容	回答
14	仕様書 P10 第4章 3 新ホームページのデザイン (20)	携帯サイト（フィーチャーフォン向けサイト）について、2026年3月にFOMAおよびiモードの終了などもあることから、セキュリティ対策を鑑みても作成・運用は推奨されておりません。スマートフォンやタブレット等に対応したレスポンスウェブデザインであれば問題ないでしょうか？	携帯サイトの作成については、アクセシビリティの観点から求めたものですが、御指摘のとおり3Gサービスの終了等、携帯サイトの必要性が以前よりも減少し、今後も減少が続くものと想定されます。 このことから、携帯サイトの作成は必須にしないこととしますが、仕様書第1章 基本事項で示している、あらゆる媒体で見やすいサイトデザインを鑑みた構築としてください。 なお、様式第6号_機能要件兼回答表のNo.233・234における携帯サイトに関する記載は削除することとし、訂正版を市ホームページに掲載しておりますので、ご確認ください。
15	仕様書 P14 第5章 7 システム保守・運用要件 (2)	コールセンターの設置に際し、問い合わせは各課から直接対応するのではなく、ホームページ担当課様にて集約頂き、やり取りさせていただくイメージでよろしいでしょうか？	お見込みのとおりです。管理者である広聴広報課職員とのやり取りを想定しています。
16	仕様書 P15 第5章 8 バックアップ	7世代以上の管理とありますが、5世代までの対応を基本としております。 遡る上では十分かと考えておりますが、5世代でも許容頂けませんでしょうか？	過去に新型コロナウイルス感染症の感染者情報など、休日にホームページの情報を更新する頻度が増加した経緯があり、今後も同様の事案が生じる可能性があることから、7世代以上の対応を求めるものです。
17	仕様書 P16 第7章 1 ソフトウェアの要件 (1)	バックアップソフトについて、弊社ではバックアップは自動ですが、万一の復元は手動対応となっています。恐れ入りますが、認めて頂けないでしょうか？	万一の事態に備え、自動バックアップ及び速やかな復旧のための自動復元を求めたものです。 このことから、速やかな復旧が可能であることを前提として、手動対応を可とします。
18	募集要項 P2 7 参加資格(2)	この基準については、盛岡市様と同規模感の公式ホームページのCMS構築実績が求められているものと推察します。 都道府県公式ホームページの実績を有している場合も盛岡市様と同規模またはそれ以上の規模での移行・構築実績があることの証明となるかと存じますが、「人口10万人以上の市または特別区の公式ホームページ」の記載に「都道府県」の記載を加えて訂正頂くことは可能でしょうか。	都道府県は広域な行政情報を扱うのに対し、市区町村は生活に直結する多分野の情報提供を必要とするなど、扱う行政サービスの性質が異なります。市の公式ホームページにおいては、より市民の生活導線を理解したサイト構築並びに市の規模に応じた安定運用が求められます。 このことから、都道府県公式ホームページの実績は参考情報と捉えられますが、それをもって当市と同規模またはそれ以上の規模での移行・構築実績があることの証明にはならないものです。

No.	該当ページ等	質問内容	回答
19	募集要項 P 2 7 参加資格(9)・(10)	参加要件において「ISMS認証およびプライバシーマークの両方の取得」が必須条件とされておりますが、参加事業者の拡大および競争性の確保という観点から、要件緩和をご検討いただけないでしょうか。 具体的には、「ISMS認証もしくはプライバシーマークを取得」とすることをご検討ください。 <要件緩和とすべき事由> (1) ISMSおよびプライバシーマークはいずれも、情報セキュリティおよび個人情報保護に関する管理体制を第三者が認証する制度であり、審査内容や要求事項においても一定の重複があるため、片方の取得で一定の情報セキュリティおよび個人情報保護に関する管理体制のクオリティ担保ができる。 (2) 弊社にて確認している過去5年の岩手県内自治体で告示された公式ホームページ構築案件10件のうち、両方を要求する要件は0%で、どちらか一方を取得していればよい（またはいずれも要件に組み込まれていない）という要件が100%となっている。この内容からも、どちらか一方の取得で要件としては十分と判断できる。 (3) ISMSは国際規格（ISO27001）であること、プライバシーマークは国内制度であることから、両方を取得している企業は全国的にかなり限定的であり、公正取引委員会が提示している公共的な入札に係る事業者及び事業者団体の活動に関する独占禁止法上の指針に抵触する競争制限（ベンダーロックイン）の懸念がある。 参考： https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyoukijun/kokyonyusatsu.html 現に、過去盛岡市様で公示されたプロポーザルをいくつか拝見すると同一業者の受託が多く見受けられました。 例) ・盛岡市芸術文化ポータルサイト構築等業務委託プロポーザル ・盛岡市ホームページシステム（CMS）賃貸借プロポーザル（前回開催）	当市のプロポーザルにおいては、次の点を確認するため、ISMS及びプライバシーマークの認証取得を求めています。 【ISMS】 市のホームページを扱う事業者として、導入するシステムや構築時の情報などの情報資産のセキュリティを担保するための仕組みを適切に運用されているかどうかを問うもの。 【プライバシーマーク】 市民からの問い合わせ情報やCMSを管理する上でのアカウント等の個人情報に対する対策が行われているかどうかを問うもの。 ISMSは情報資産全般の保護を目的とした国際規格、プライバシーマークは個人情報に特化した国内制度であり、両者に一定の重複があることはお見込みのとおりですが、プライバシーマークの取得をもってISMSの要件を網羅するものではないと認識しております。 このことから、双方の認証取得（プライバシーマークに関しては、代替として個人情報の取り扱いについて基準を定め運用するための社内規定の整備）を求めるものです。
20	仕様書 P 2 第 2 章 4 システム構築の前提条件	現サイトのサーバー構成、サーバースペックをご教示いただくことは可能でしょうか。	現サイトのサーバー構成及びサーバースペックは、現行ベンダーがサイト構築時に必要と判断し、準備したものですので、公開は不可とします。
21	仕様書 P 2 第 2 章 4 システム構築の前提条件	ドメインの維持管理は受注業者が請負う認識でよろしいでしょうか。その場合、DNS管理は含まれるのかご教示ください。	ドメインの維持管理、DNS管理ともに市の管理となります。
22	仕様書 P 2 第 2 章 5 事業概要(1)現行ホームページの検証	Googleアナリティクスのデータ（どのページのアクセス数が多いかや利用者の属性の傾向など）については提案前に開示いただくことは可能でしょうか。	令和6年4月1日～令和7年3月31日の期間に集計したデータを一部抜粋したものを、市ホームページに掲載しておりますので、ご確認ください。
23	仕様書 P 5 第 2 章 5 事業概要(4)データ移行	対象とするウェブサイトにおいて、別デザインで管理されている特殊なサイトやページがあればお示しください。またそのサイトやページについて移行対象かどうかについてご教示ください。	例として、次のページが想定されます。 ページ：「魅力発信ウェブもりおか」 URL： https://www.city.morioka.iwate.jp/kankou/kankou/index.html 観光情報に特化したページで、移行対象となります。ただし、現行の総合トップページとセカンドトップページを一本化することから、デザイン、コンテンツ内容及びコンテンツの配置等については、発注者及び担当課と十分な協議のうえ構築するものです。

No.	該当ページ等	質問内容	回答
24	企画提案書作成要項 2 提案書記載事項(1) 基本情報 イ	都道府県公式ホームページの実績を合わせて記載したいほか、サポート体制・保守等の観点から岩手県内等近隣自治体の実績もアピールしたいため、人口10万人以下の自治体の公式ホームページ実績も提案書内に記載を行いたいのですがよろしいでしょうか。 また、盛岡市様のホームページに掲載される地元企業優先発注の考えから見ると、岩手県、広くは東北地方では人口10万人規模の自治体が限られる一方で、それ以外の地方では人口10万人規模の自治体が比較して多く、全国規模の企業と相対的に見て人口10万人の実績は東北地方に特化した企業には不利にはたさやすいのではないかと考えます。実績掲載での人口に関する条件の緩和や撤廃、採点への調整についてご検討いただけますと幸いです。 盛岡市様と同規模またはそれ以上の規模での移行・構築実績があることの証明は参加要件 7 参加資格 (2)で達成できる形となるかと存じますので、ご検討のほどよろしくお願いいたします。 参考： https://www.city.morioka.iwate.jp/jigyousha/keiyaku/oshirase/1008429.html	御指摘のとおり、東北地方は人口10万人以上の自治体が比較的少なく、地域に特化して事業展開されている企業にとって、当該規模の実績を得る機会が限られる状況が生じうことは認識しております。 一方で、今回記載を求めている「人口10万人以上の市または特別区における構築実績」は、市ホームページが扱う情報量や住民サービスの規模などを踏まえ、安定した構築・運用を確保するために必要と判断した基準であり、都道府県は行政構造が異なることから、市と同等の実績として取り扱うことは難しいものと認識しております。 また、都道府県及び人口10万人以下の自治体における構築実績については、参考情報としての取り扱いとなりますが、記載を妨げるものではありません。ただし、今回求めている基準とは性質が異なるため、求める実績として取り扱うものではございません。 地域ごとの自治体規模の差異については一定の理解をしておりますが、本要件は市のホームページ運用に必要な経験を確認するための基準であり、地域特性に応じて緩和する等の対応は難しいものと認識しております。
25	企画提案書作成要項 2 提案書記載事項(9) 提案するホームページデザイン エ	ご提案が必要なデザインの内容について詳細をご教示いただくことは可能でしょうか。 もし、広報紙に掲載されている二次元コードなどから遷移する本体の下層ページという内容の場合は、「イ 個別ページのデザイン」との違いについてご想定をお示し頂ければと思います。 また意図・目的といたしましては、広報誌と紐づく個別ページへのアクセスを増やしたいという形でしょうか。	現在は広報紙のPDF版やデジタルブックをホームページに掲載していますが、広報紙に掲載した記事に該当するページにたどりつくのに時間がかかることから、該当ページがより探しやすくなる機能を提案していただきたいと考えております。 例として、トップページに専用パーツを掲載し、そこから遷移すると広報紙掲載情報が見出しの形で整理されており、クリックすると該当ページへつながる、結果として広報紙掲載情報を検索して探す手間が省ける、といった機能が想定されます。
26	審査要項 1 選考方法	審査する方は、事前に技術提案書を十分に読み込んでいる前提と認識してよろしいでしょうか。 あるいはプレゼンテーション審査の直前に提案書が配付される形式でしょうか。	第一次審査は書類審査のため、読み込んだうえで審査します。第二次審査においても、審査書類は直前の配布ではありませんので、読み込んだうえで審査するものです。 なお、審査書類に対する審査員の理解度について、統一的な基準をお示しできるものでありません。
27	審査要項 3 プレゼンテーションの実施	プレゼンテーション時の会場レイアウト（スクリーン、机、椅子の位置）をご提示いただけますでしょうか。	教室形式を想定しています。
28	審査要項 3 プレゼンテーションの実施	プレゼンテーションの内容は録画等を行い、選定委員会の方が繰り返し閲覧可能な環境でしょうか。	録画等は行わないため、繰り返し閲覧可能な環境ではありません。
29	審査要項	提案において重視される点を把握し、求められる内容にマッチする提案・制作とするため、第一次審査、第二次審査それぞれにおける採点表をご公表頂くことは可能でしょうか。	事前に選考の詳細な内容をお知らせすることは、差し控えさせていただきます。
30	審査要項	採点表の中で実績に関する内容が含まれる場合、業務実績や経験は相対評価ではなく絶対評価とし、「豊富である」と判断される基準に至る場合には複数提案者が満点になることが好ましいと思われますが、どのような評価方法となるでしょうか。	事前に選考の詳細な内容をお知らせすることは、差し控えさせていただきます。
31	募集要項 P 2 7 参加資格(2) 企画提案書作成要項 2 提案書記載事項(1) 基本情報 イ	令和 7 年度中に公開予定となる自治体公式ホームページがございました。 対象について「令和 8 年 2 月 1 日時点で稼働中のもの」と括弧書きがされていますが、審査書類提出期日の 3 月 9 日までに公開が為される場合、実績として是非アピールをしたいものとなりますので、「令和 8 年 3 月 9 日時点で稼働中のもの」と変更いただけないでしょうか。	審査書類提出期限である、3 月 9 日（月）午後 5 時までに稼働が確認できるものについては、記載を可とします。
32	企画提案書作成要領 1 提出書類の様式(1)	A4判縦だけでなく、A4判横の形式も許可いただけますでしょうか。	No.8 のとおりです。

No.	該当ページ等	質問内容	回答
33	仕様書 P10 第4章 3 新ホームページのデザイン (20) 機能要件 No.233	携帯電話（フィーチャーフォン）サイトについてリニューアル後も必要でしょうか。	No.14のとおりです。